

瀬戸市教育委員会 10月定例会

1 瀬戸市教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 報告

- (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (教育政策課長)・・・P 1
- (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (教育政策課長)・・・P 2
- (3) 菱野団地における学校再編に係る新小学校の校名選定について (教育政策課長)・・・P 3
- (4) 第28回図書館まつりの開催について (図書館長)・・・P 4
- (5) 市民スポーツデーについて (参事兼スポーツ課長)・・・別添資料

3 議案

- 第31号議案 瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について (教育政策課長)・・・P 5
- 第32号議案 瀬戸市教育委員会決裁規程の一部改正について (教育政策課長)・・・P 7
- 第33号議案 瀬戸市教育委員会公告式規則の一部改正について (教育政策課長)・・・P 8
- 第34号議案 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について (まちづくり協働課長)・・・P 10
- 第35号議案 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について (まちづくり協働課長)・・・P 11
- 第36号議案 瀬戸市文化財保護条例施行規則の廃止について (文化課長)・・・P 17
- 第37号議案 瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則の廃止について (参事兼スポーツ課長)・・・P 18

4 その他

- ・日程について ……P 19

催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

NO	申請受付年月日	主催者	催物名	会場・開催期間等	催物内容等	申請区分	入場料等	許可年月日 (整理番号)	チラシ等
1	令和6年 8月29日	地域別県民文化大祭典2024 中央実行委員会 私学をよくする愛知父母懇談会、愛知県高校生フェスティバル実行委員会、NPO法人アスクネット、愛知県私立学校教職員組合連合	地域別県民文化大祭典2024	県下40会場 令和6年9月29日(日)～令和6年12月1日(日)	地域・家庭・学校が協力し合うことをもって、愛知県における教育の振興に寄与する。	後援(継続)	入場料 大人：1,000円 子ども：500円 参加料 無料	令和6年9月4日 (6-79-53)	
2	令和6年 9月4日	尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクト	瀬戸武田信玄公歴史探索プロジェクト開催	山口憩いの家 令和6年10月13日(日)	瀬戸に残されている武田信玄の史跡や文化財等の探索、勉強会	後援(継続)	入場料 無料 参加料 有料：500円	令和6年9月6日 (6-80-54)	○
3	令和6年 9月4日	旭精機工業株式会社	尾張旭市と瀬戸市のアールブリュット作品展	尾張旭市文化会館 展示ロビー 令和6年11月22日(金)～令和6年12月1日(日)	瀬戸市と尾張旭市及び近隣の障がい者の支援事業所等で製作された絵、イラストや創作物等の作品を市民の方々に見て頂き、障がい者の方々のことを知って頂くと共に、作品を出展頂いた方々の創作意欲につながる機会となればと考えております。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年9月6日 (6-81-55)	○
4	令和6年 9月4日	株式会社 Amor	美容万博	B's amor 春日井神領店 令和6年11月4日(月)	子供たちに美容を通してお仕事の上さを知って頂く職業体験	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年9月13日 (6-83-56)	○
5	令和6年 9月6日	瀬戸商工会議所	第11回せとやきつづ検定・第4回せとやきつづプレミアム検定	瀬戸商工会議所 令和6年11月23日(土・祝)～令和7年3月31日(月)	せとやきつづ検定・せとやきつづプレミアム検定は、子どもたちが瀬戸焼の歴史や文化を楽しく学ぶことを通じて、ふるさと瀬戸市への誇りと愛着を育むことを目的として開催するものです。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年9月13日 (6-84-57)	
6	令和6年 9月9日	リーフラススポーツスクール、ベースボールスクールポルテ	スポーツの無料体験会(野球)	陶祖グラウンド、南公園グラウンド、窯神グラウンド 令和6年10月14日(月)～令和6年10月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸市内の子ども達の運動能力の向上、運動嫌いやスポーツに自信がない子ども達への支援 子育て支援として子育ての中で保護者が持つ不安(運動嫌い・人見知りなど)への改善のきっかけ作り 瀬戸市内のスポーツ振興として児童のスポーツ機会の創出 野球人口の減少に伴い、興味や関心をもってもらう 	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年9月13日 (6-85-58)	

催物の後援・推薦に係る実績報告書

NO	報告受付年月日	報告区分	主催者 (申請者)	催物名	会場・開催期間等	催物の実績等	後援・推薦の効果等
1	令和6年 9月4日	後援 (継続)	瀬戸将棋文化振興協会 公益財団法人 瀬戸市文化振興財団 会長 水野 和郎	瀬戸将棋文化振興協会杯 「夏休み瀬戸将棋グラウンド 2024」	瀬戸市文化センター 令和6年8月18日(日)	参加人数：110人	当イベントに対する信頼感・安心感が増し、多くの方にご参加いただきました。
2	令和6年 9月9日	後援 (継続)	愛知工業大学 後藤 泰之	まるごと体験ワールド	愛知工業大学 八草キャンパス 令和6年8月8日(木)	参加人数：614人	後援名義を使用させていただき、保護者からの信頼を得る事が出来た。お陰様で、講座定員をはるかに上回るお申し込みをいただいた。これも後援名義を使用させていただいた効果によるものと心得ている。
3	令和6年 9月3日	後援 (継続)	公益財団法人瀬戸市文化振興財団 瀬戸市文化協会 理事長 川本 雅之	2024文化体験講座	瀬戸市文化センター文化交流館他 令和6年7月21日(日)～令和6年8月28日(水)	参加人数：247人	小中学校へのチラシをスムーズに配布することができた。また、受講される方にも安心感を与えている。
4	令和6年 9月4日	後援	愛知工業大学 菱野団地における多世代交流促進兼課題解決プロジェクト 岡田 大輝	家の模型をつくろう	ひしのミナクル 令和6年8月17日(土)～令和6年8月31日(土)	入場人数：10人	保護者の方の安心感が違うと感じた。

※「参加人員」…主催者を除く事業への参加者数

※「入場人員」…催物の一般入場（来場）者数

このたび、2026年春に開校予定の新小学校名を選定いたしました。

みつば小学校

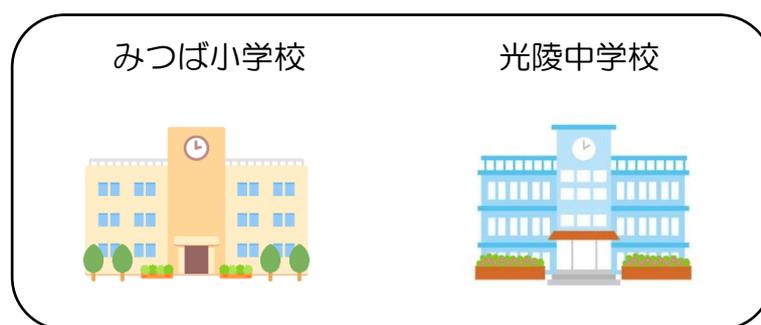
(概要)

令和6年7月1日(月)から8月1日(木)まで実施しました新小学校の校名募集につきましては、大変多くのご応募をいただき、誠にありがとうございました。おかげさまで、応募総数は537点となりました。

このうち、わかりやすく、親しみやすい名前であること、学校再編の基本コンセプトである「子ども一人ひとりの多様な幸せ(Well-being)を中心に、誰一人取り残されない、多様な学び合いの創造～地域とともに歩む“未来志向”の学び舎～」に相応しいものや、一人ひとりが輝ける学校を目指し、イメージにふさわしい名前であることなどを基準とし、市長と瀬戸市教育委員会が選定した結果、次の校名を選定いたしました。

なお、みつば小学校と近接する光陵中学校については、施設分離型小中一貫校(呼称：光陵学園)として、施設分離型小中一貫校における教育モデルとして取り組みを進めていきます。

施設分離型小中一貫校(光陵学園)



今後は瀬戸市立学校設置条例などを改正するとともに、校章や校歌を決定する予定です。

■教育委員会事務局(教育政策課)

第28回「図書館まつり」の開催について

図書館では、読書週間（10月27日～11月9日）にあわせ、「図書館まつり」を開催します。

内 容	日 時	場 所	定員等
3つのテーマ展示 ・国際芸術祭「あいち」地域展開事業 「底に触れる 現代美術 in 瀬戸」 ・「多様な性について理解を深めよう」 ・本屋の未来	10月1日（火）～ 10月22日（火）	図書館1階 玄関展示	・自由参加
映画上映会 『恐竜の黙示録 あかされる絶滅の瞬間 1』 日本語字幕 51分 上映後、感想などを参加者同士で伝えます。	10月16日（水） 午前10時～11時30分	図書館1階 集会室	・定員 25名（先着順） 直接会場へ （9時45分から入場可）
国際芸術祭「あいち」地域展開事業 アーティストトーク in 瀬戸市立図書館 地域展開事業出展アーティスト植村宏木氏が作品制作まつわるエピソードや作品に込められた思いについて話します。	10月19日（土） 午後3時～4時	図書館1階 集会室	・自由参加
国際芸術祭「あいち」地域展開事業 「坂道まぼろし夜市」 音楽ライブ、キッチンカー、屋台の出店	10月19日（土） 午後4時～8時	図書館	・自由参加
キッズルームで遊ぼうよ！ 子ども専用スペースで、親子で楽しく絵本を読むことができます。また、ミニ絵本作りなども自由にできます。	10月24日（木）～ 11月1日（金） 午前9時～午後6時 （最終日は午後4時まで）	図書館1階 集会室	・自由参加 <期間中は毎日読み聞かせを実施> 午前11時～11時30分
瀬戸市みんなの生活展 身近なSDGs 私たちの生活と「水」	10月24日（木）～ 11月26日（火）	図書館2階 市民ギャラリー	・自由参加
高校生ビブリアバトル2024 高校生がお薦めの本を発表し、参観者が一番読みたくなった本に投票し「チャンプ本」を決めます。特別審査員に気象予報士、東京造形大学特任教授『天気で読み解く名画』著者の長谷部愛氏をお迎えします。	10月26日（土） 午後1時30分～3時30分 ※発表者の人数により終了時間が前後する可能性あり	せと末広商店街 ニコニコ広場	<参観者募集> ・自由参加 （投票できるのは全員の発表を聞いた方）
瀬戸高校の図書館まつりを見に行こう 図書館一般開放期間に合わせて瀬戸市立図書館から参加します。 テーマ “学校と怪談”	11月1日（金） 午後3時から5時	瀬戸高校	・10/1（火）9時から 電話で申込 ・20名（先着順）
子ども一日司書 カウンターでの図書の貸出・返却や本のカバーかけなど、図書館の仕事を体験してみよう！	11月2日（土） 午前10時～午後3時	図書館	・10/1（火）から QRコードで申込 ・対象：5・6年生 6名（先着順）

6年第31号議案

瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和6年10月1日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成27年瀬戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第2条 委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)から(14)まで <省略> (15) <省略> 2 <省略>	(委任) 第2条 委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)から(14)まで <省略> <u>(15) 市指定文化財の指定又はその解除に関すること。</u> (16) <省略> 2 <省略>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則の改正は、瀬戸市教育委員会決裁規程第4条第4号に該当するため、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

6年第32号議案

瀬戸市教育委員会決裁規程の一部改正について

瀬戸市教育委員会決裁規程の一部を次のように改正するものとする。

令和6年10月1日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

瀬戸市教育委員会決裁規程の一部改正

瀬戸市教育委員会決裁規程（昭和63年瀬戸市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育委員会の決裁事項) 第4条 教育委員会は、おおむね次の事項を 決裁する。 (1)から(14)まで <省略> (15) <省略>	(教育委員会の決裁事項) 第4条 教育委員会は、おおむね次の事項 を 決裁する。 (1)から(14)まで <省略> <u>(15) 市指定文化財の指定又はその解除 に関する事</u> 。 (16) <省略>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市教育委員会決裁規程の一部を改正するにあたり、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

6年第33号議案

瀬戸市教育委員会公告式規則の一部改正について

瀬戸市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和6年10月1日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

瀬戸市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育委員会公告式規則（昭和60年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(規則の公布及び規程の公表) 第2条 規則を公布しようとするとき又は <u>教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び教育長の氏名を記入しなければならない。</u>	(規則の公布) 第2条 規則を公布しようとするときは、 <u>公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に教育長が署名しなければならない。</u>
2 規則の公布又は <u>規程の公表は、瀬戸市公告式条例（昭和36年瀬戸市条例第6号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行う。</u>	2 規則の公布は、瀬戸市公告式条例（昭和36年瀬戸市条例第6号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行う。 (教育委員会の定める規程の公表) 第3条 <u>教育委員会の定める規程で公表</u>

<p>(規則及び規程の施行期日)</p> <p><u>第3条</u> 前条第1項の規則及び規程は、当該規則又は規程に特別の定めがあるものを除くほか、公布及び公表の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p>	<p><u>を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び教育長の氏名を記入し、教育長印を押さなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の規程について準用する。</u></p> <p>(規則及び規程の施行期日)</p> <p><u>第4条</u> 規則及び前条第1項の規程は、当該規則又は規程に特別の定めがあるものを除くほか、公布及び公表の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年10月11日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、教育委員会規則の改正は、瀬戸市教育委員会決裁規程第4条第4号に該当するため、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

6年第34号議案

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止に
ついて

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和6年10月1日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和6年瀬戸市
教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止は、瀬戸市教育委員会決裁規程第4条第4号に該当するため、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

6年第35号議案

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年10月1日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

(理由)

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づく条例に定める特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本事項について規則を定めるにあたっては、法第33条第3項に基づき、教育委員会と協議する必要があるからである。

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年 月 日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第 号

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（令和5年瀬戸市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間の制限)

第2条 同一の施設等（瀬戸市公民館（以下「公民館」という。）の施設、附属設備及び備品をいう。以下同じ。）を連続して使用できる期間は、7日間とする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、この期間を超えて施設等を使用させることができる。

2 前項の期間には、休館日を含めないものとする。

(使用の許可等)

第3条 条例第7条第1項又は条例第12条の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、使用しようとする日（連続して2日以上使用しようとする場合は、その初日）の前月の市長が定める日から前日（係員の配置を要しない日を除く。）までに提出するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、施設等の使用の許可をしたときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

(許可事項の変更)

第4条 使用者（前条第3項の規定により施設等の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとする場合は、使用許可変更申請書に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用許可書に記載された事項の変更を許可したときは、使用変更許可書を当該変更の申請をした使用者に交付するものとする。

(使用許可申請の取下げ)

第5条 使用者は、施設等の使用許可申請を取り下げようとする場合は、使用許可申請取下書に使用許可書又は使用変更許可書を添付して市長に提出しなければならない。

(使用許可書等の提示)

第6条 使用者は、施設等を使用しようとする場合は、使用許可書又は使用変更許可書を使用する公民館の係員に提示し、施設等の使用に必要な指示を受けなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第14条第1項第1号又は第2号の規定により施設等の使用の許可を取り消した場合 既に納付した使用料（以下「既納使用料」という。）の額の100分の50に相当する額
- (2) 条例第14条第1項第4号又は第5号の規定により施設等の使用の許可を取り消した場合 既納使用料の額に相当する額
- (3) 市長が公益上その他特に必要があると認める場合 既納使用料の額に相当する額

2 前項第1号の規定による額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

3 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第11条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市又は市の機関が主催して使用する場合 使用料の額に相当する額

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条の規定により個人演説会を開催する場合（条例第9条第2項に該当するときに限る。） 使用料の額の3分の1に相当する額

(3) その他市長が公益上特に必要があると認める場合 市長が相当と認める額

2 前項第3号に該当する使用者は、使用料の減免を受けようとする場合は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該減免申請書の提出を省略させることができる。

(入館の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公民館の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者

(3) その他施設等の管理上支障があると認める者

(入館者等の遵守事項)

第10条 公民館に入館した者及び使用者（以下「入館者等」という。）

は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (3) 市長の承認を得ないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (5) その他市長の指示すること。

(損傷等の届出)

第 1 1 条 入館者等は、施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに市長に届出をし、必要な指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)

第 1 2 条 条例第 1 7 条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 1 0 条及び第 1 1 条	市長	指定管理者
第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条	使用	利用
第 3 条	使用許可申請書	利用許可申請書
第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条	使用許可書	利用許可書

第 4 条	使用許可変更申請書	利用許可変更申請書
第 4 条、第 5 条及び第 6 条	使用変更許可書	利用変更許可書
第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条	使用者	利用者
第 5 条	使用許可申請	利用許可申請
	使用許可申請取下書	利用許可申請取下書
第 7 条	既納使用料	既納利用料
	使用料還付請求書	利用料還付請求書
第 7 条及び第 8 条	使用料	利用料
第 8 条	使用料減免申請書	利用料減免申請書

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則（令和 6 年瀬戸市教育委員会規則第 号）による廃止前の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 6 年瀬戸市教育委員会規則第 3 号）の規定によりなされた申請、使用許可その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

6年第36号議案

瀬戸市文化財保護条例施行規則の廃止について

瀬戸市文化財保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和6年10月1日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

瀬戸市文化財保護条例施行規則を廃止する規則

瀬戸市文化財保護条例施行規則（昭和52年瀬戸市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市文化財保護条例施行規則の廃止は、瀬戸市教育委員会決裁規程第4条第4号に該当するため、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

6年第37号議案

瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則の廃止について

瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和6年10月1日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則

瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則（昭和38年瀬戸市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則の廃止は、瀬戸市教育委員会決裁規程第4条第4号に該当するため、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

令和6年11月 教育委員会日程表

日	曜日	件 名				
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木	定例教育委員会事前打合せ 定例教育委員会	瀬戸市役所3階 瀬戸市役所4階	301会議室 庁議室	午後1時30分～ 午後2時00分～	全委員
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					

12月12日(木) 定例教育委員会事前打合せ 瀬戸市役所3階 301会議室 午後1時30分～ 全委員
 定例教育委員会 瀬戸市役所4階 大会議室 午後2時00分～

瀬戸の歴史を知ろう 歴史探索プチイベント開催

～武田信玄と瀬戸との関わりについて学ぶ～



織田信長と決戦の前、武田信玄はこの世を去った。信玄の死を隠し、影武者を立て戦うことになった武田軍。終焉地を隠したため現在まで信玄の墓は不明である。

信玄の死から450年、信玄終焉地の謎に迫る。

イベント内容

日 時： 令和6年10月13日(日) 10:00～12:00

集合場所： 山口憩いの家

内 容： ①武田信玄プチ勉強会
②山口郷土資料館見学
③武田信玄史跡見学



@OWARISETOFURINKAZAN

参加費： 500円（会員の方は無料）

参加申込： 氏名、住所、電話番号、参加日、「歴史探索参加希望」と明記のうえ下記mailまで送信ください。

mailアドレス shingen1103.seto@gmail.com

又は070-9098-8353 山田迄

開催団体： 瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会会員
尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクトチーム

6月13日月曜日天気は、晴です。 6月27日月曜日天気は、晴です。



尾張旭市と瀬戸市の
アール・ブリュット
作品展

POSTER DESIGN ART WORK : HARUHIKO OKA / TOSHIYUKI OHBAYASHI / SHINOBU HAGINO / YUKI OTA / SHOMA ITO / NORIE TAKANA / TATSUYA NARUSE / RYOJI YAMAMOTO / TADASUKE ANDO

INCLUSIVE ART EXHIBITION 11/10 FRI - 11/19 SUN
Presented by Asahi-Seiki Manufacturing Co.,Ltd. [入場無料] 10:00~17:00 *最終日は12:00まで

at 尾張旭市文化会館
もっと自由にクリエイティブな未来を。
主催: 旭精機工業株式会社 後援: 尾張旭市・尾張旭市教育委員会 瀬戸市・瀬戸市教育委員会
curation & design & printing
TAKEDA PRINTING CO.,LTD.

INCLUSIVE ART EXHIBITION

尾張旭市と
瀬戸市の
アール・ブリュット
作品展

2023 **11/10** [金]  **11/19** [日] at **尾張旭市文化会館**

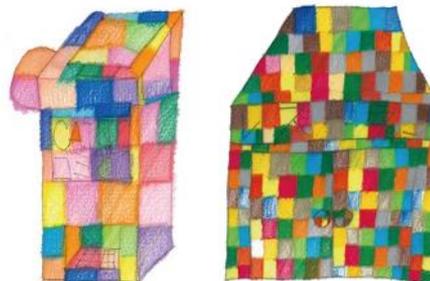
[入場無料] **10:00 ~ 17:00** ※最終日は12:00まで

愛知県尾張旭市東大道町2410-11

昨年旭精機工業が開催した「尾張旭市と瀬戸市のアール・ブリュット作品展」は、今年で2回目を迎えます。今回も、尾張旭市と瀬戸市及びその近隣の福祉施設等を利用されておられる障がいを持つアーティストが制作した絵や創作物を展示致します。彼らが生み出した独創的且つ自由な発想を皆様感じて頂くと共に、アーティスト自身の創作意欲につながる機会にしたいと思っております。旭精機工業はあらゆる人が活躍できるインクルーシブな世界を目指し、クリエイティブなアート活動を支援します。



2022年の展示風景



展示作品提供施設

社会福祉法人ひまわり福祉会 / 特定非営利活動法人 にこまる / 社会福祉法人アニモ福祉会障害福祉サービス事業所(生活介護事業) アニモの家 / 放課後等デイサービス 北風と太陽 瀬戸 / 生活介護事業所 にじ色幸望 / 障害福祉サービス事業所 就労支援 ムーンワーカーズ / 多機能型事業所 そらのとり / NPO法人 楽歩(らふ) 放課後等デイサービスなも / 楽田RAKUDA/NEXT / アトリエブルト(生活介護事業)

旭精機工業は2022年10月よりアール・ブリュット作品を起用した企業広告を展開しております。



雑誌「日経ものづくり」2022年掲載 企業広告

第9回(2023年)日経BP Marketing Awards 金賞受賞

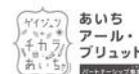
もっと自由でクリエイティブな未来を。

主催:  **旭精機工業株式会社** 後援: 尾張旭市・尾張旭市教育委員会 瀬戸市・瀬戸市教育委員会

curation & design & printing : TAKEDA PRINTING CO.,LTD.

アール・ブリュットとは、既存の美術や文化潮流とは無縁の文脈によって制作された芸術作品の意味で、英語ではアウトサイダー・アートと称されている。加工されていない生(き)の芸術、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧きあがる衝動のままに表現した芸術である。フランスの画家ジャン・デュビュッフェ(Jean Dubuffet 1901-1985)によって考案されたことばである。

インクルーシブとは、「包み込むような/包摂的な」という意味。「ソーシャル・インクルージョン」(社会的包摂)という言葉から来ており、これは「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう支援し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表している。





フェイス
ペイント

カット
体験

シャンプー
作り

着付け
体験

ヘア
アレンジ



親子で学べる美容体験



in
春日井

2024.11月4日 祝

開始 10:00 ~ 終了 16:00

※9:30より整理券をお渡しします

入場無料

※LINE登録で
最新情報配信中



スポンサー企業様



スポンサー
企業1



スポンサー
企業2



スポンサー
企業3

子どもの夢を応援します!

美容師応援

美容体験応援

夢応援

くわしくはこちら

クラウドファンディング挑戦中!

202x.0月0日(x)00:00スタート

美容万博
公式LINE

QRコード

IDを検索

@XXXXXXXX 検索

LINE内の友だちのページで
@XXXXXXXXを検索

美容万博公式HP

くわしくはこちら

※当日駐車場はご利用いただくことが出来ません。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



Amor

ヘア&ビューティ
ピースアモール春日井神領店
<http://www.bs-group.co.jp>

〒486-0829 春日井市堀ノ内町4丁目10-4

お問い合わせは TEL 0568-87-2323



協賛



後援

厚生労働大臣指定・専修学校認可 学校法人 中日学園
中日美容専門学校

名古屋市長官公署 春日井市教育委員会
尾張旭市長官公署 尾張旭市教育委員会
瀬戸市長官公署 瀬戸市教育委員会

体験型スポーツイベント。いろいろなスポーツをご家族で体験してみたい方におすすめです。

市民スポーツデー

10/14 スポーツの日 10月・祝

会場：瀬戸市民公園

陸上競技場

- ④陸上競技 13:00~15:30
- ⑤サッカー 13:00~14:00
- ⑥グランパスサッカー教室 10:00~12:00
対象：市内在住小学1・2年生
定員：80名(抽選)

グランパスサッカー教室は要事前申込(9/20締切)



Bテニスコート

- ⑦硬式テニス 9:00~12:30



子どもたちによる団体戦を見学



Bテニスコート

野球場

- ⑨軟式野球体験教室 13:00~15:00



Aテニスコート

- ⑮ソフトテニス 9:00~17:00

武道館

- ⑯柔道 9:00~12:00

親子で体験一日柔道教室

弓道場

- ⑰弓道 11:00~14:00

ボールを使って体験

芝生広場

- ①ラグビー 9:00~11:00
- ②グラウンドゴルフ 13:00~16:00
- ③ディスクゴルフ 9:30~12:00

ディスクゴルフは要事前申込(9/30締切)



芝生広場

体育館ロビー

- ⑧ノルディックウォーキング 9:00~11:00
対象：小学生以上

体育館

- ⑩体操(第3競技場) 10:00~12:00
- ⑪剣道(第1競技場) 9:30~11:30
- ⑫ソフトバレー(第1競技場) 9:30~11:30
- ⑬卓球(第2競技場) 9:30~12:00
- ⑭ウエイトリフティング(第1競技場) 9:30~11:30

希望者には卓球教室

親子で参加

道具不要

参加費無料

運動のできる服装でお越しください

体験内容

① ラグビー

ラグビーボールを使って、パスやキックをしたり、ラインアウトでのジャンプ体験ができます。
また、参加者のみなさんで、タックルをしないタグラグビーを楽しみましょう。

② グラウンドゴルフ

8ホールのコースをまわってアドバイスを受けながら競技を体験し、スコアを出して楽しみましょう。

③ ディスクゴルフ

ディスク(フリスビー)を投げて、バスケット型のゴールに入れる競技です。コースを9ホールまわって、スコアを出して楽しみましょう。**〈要事前申込〉**

④ 陸上競技

20mダッシュ力、跳躍力、遠投力を測定して記録にチャレンジ！
また、リズム感、正しいランニングフォーム、ジャンプのコツを知り、記録アップを狙いましょう！

⑤ サッカー

少年ゴールのターゲットにボールを蹴って当てる体験をしてみましょう。
また、幼児、低学年はペットボトルボーリングを体験し、一発勝負を楽しんでみましょう！

⑥ グランパスサッカー教室

〈要事前申込〉

⑦ 硬式テニス

硬式テニスを体験してみませんか？
経験のない方は協会員が指導いたします！ボールを打ってテニスを楽しみましょう。
ラケットの貸し出しもあります。

⑧ ノルディックウォーキング

ノルディックウォーキングの効果・基本動作の説明のあとに、ノルディックウォーキングポールを使って市民公園内を歩いてみましょう。

⑨ 軟式野球体験教室

野球における走・攻・守を体験してみましょう。

走：望間の走る速さを測定。走り方指導。

攻：バッティング体験(ティーバッティングなど)

守(投)：守備練習(ノック)体験、キャッチボール、マウンドから投球体験、ストラックアウトなど

⑩ 体操

楽しい音楽に合わせてからだを動かしましょう。遊びの中に(ステップ、ゲーム、リズム)体操を取り入れ元気なからだづくりをしましょう。
お父さん、お母さん、お友達も誘ってくださいね！

⑪ 剣道

竹刀を使って面等を打つミニ剣道教室や、頭に付けた風船を竹刀で割る風船割り、実際の剣道道着を着ての記念撮影を体験してみましょう。

また、道場生による試合稽古も見学して楽しみましょう！



⑫ ソフトバレーボール

基本的なレシーブやトスを練習し、ルール説明のあとに実際のゲームを体験してみましょう。

ソフトバレーなので、どなたでも安心して体験できます。

⑬ 卓球

ご家族や友人と卓球を楽しんでみましょう。
ご希望があれば、わずかな時間ですが指導も行います。



⑭ ウェイトリフティング

「ザ・チャレンジ!スピード&パワー!」ウェイトリフティングの動作「ハイクリーン」(バーベルを胸まで持ち上げる動作)を体験して、スピードとパワーにチャレンジしよう!
重いものを軽々と持ち上げるコツを、エキスパートが優しく教えてくれるよ。きみのチャレンジを、エキスパートが手厚くサポート!

⑮ ソフトテニス

初めてラケットを握る子も、楽しく柔らかいボールを打ちましょう。さらにサーブにも挑戦!
ラケットの貸し出しもあります。9時から12時まで、30分ごとに6回の体験教室を行います。12時から1面を使って、ちょっとした試合形式にチャレンジしてみましょう。

⑯ 柔道

小中学生の対抗試合を観戦したり、親子で一緒に、畳の上で、受け身等の基本を体験してみましょう。
瀬戸柔道会の子どもたちと共に、少しでも汗を流してみませんか？
柔道を身近に感じてください!

⑰ 弓道

小学生以上の方に身長に合った弓で矢を引いて頂きます。的はわらを束ねた巻きわらです。弓を引いて当たった快感はなんともいえない気持ちになります。

★雨天の場合、屋外競技が中止となる可能性があります。